

公立大学法人埼玉県立大学中期目標

平成22年4月
(平成26年3月一部変更)
埼 玉 県

はじめに

埼玉県立大学は、平成11年の開学以来、本県の保健・医療・福祉の分野において、豊かな人間性と専門的知識を有する人材の養成や教育研究水準の向上、生涯学習への対応や地域社会への貢献など、大きな役割を果たしてきている。

しかし、少子高齢化が急速に進展する中、保健・医療・福祉を取り巻く環境は著しく変化しており、埼玉県立大学が将来にわたって県民の期待や地域の要請、更には学生の要請にこたえていくためには、これまで以上にそうした諸活動の充実が求められている。

公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）は、埼玉県立大学を設置・管理し、優れた専門職を育成・確保し、教育研究を充実し、地域社会に貢献することを目的としている。

埼玉県は、法人が、自主的かつ自律的な運営の下、その目的を達成し、将来にわたって県民の期待や負託にこたえていくために、次の点を基本に中期目標（以下「目標」という。）を定め、法人に指示するものである。

- 1 保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を有し、様々な分野の専門職と連携・協働して人々の健康を統合的に支えていくことのできる人材を育成する教育を進めること。
- 2 保健・医療・福祉の分野における基礎的な研究とともに、地域や時代の要請にこたえる実践的な研究を進めること。
- 3 教育研究の成果を積極的に社会に還元し、地域社会の課題解決と地域活力の創造に貢献すること。
- 4 公立大学法人化の利点を生かし、機動的かつ戦略的な大学運営体制を確立すること。

第1 目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士課程における教育

教養教育においては、幅広い知識と豊かな人間性を身に付け、自律的に判断し、複合的な視野から課題に取り組み解決する能力を備えた人材を育成する。

専門教育においては、それぞれの専門分野における知識と技術を修得し、リーダーとして活躍できる総合力を備えた人材を育成する。

イ 大学院課程における教育

保健・医療・福祉の各分野における専門性を深める教育研究を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携と統合という大学の教育理念を包括的に理解し、更に深める。

博士前期課程（修士課程）においては、保健・医療・福祉の学際的な知識と技術を総合的に駆使できる能力を身に付けた高度な専門職業人を育成する。

博士後期課程においては、保健・医療・福祉の理論と技術開発から人材育成まで統合的な視野で超高齢社会に貢献できる高度な専門職業人、研究者及び教育者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 入学者受入方針

大学の基本理念と教育目標を踏まえ、アドミッション・ポリシー（大学が求める学生像）を明確にし、目的意識や学習意欲の高い人材、多様な経験を持つ社会人をはじめとする優れた資質を有する人材を積極的に受け入れる。

イ 教育内容・方法の充実及び改善

学生の要請に的確に対応し、学習効果の高い、魅力ある教育を確保するため、自己点検・評価、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント（教育内容・方法を改善するための組織的な研究・研修などの取組）の実施などにより、教育の質の向上を図る。

また、大学が先進的に取り組んでいる専門職連携教育（IPE）の充実・強化・発展に努める。

ウ 学生の成績評価

学生の成績評価基準を明確に示すことにより、学生の学習目標設定を容易にし、学習意欲の向上を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の確保及び教育能力の向上

大学の教育目標の達成に向け、質の高い教育を実施するため、優れた教職員の確保に努める。

また、教員の教育能力の向上のため、ファカルティ・ディベロップメントを実施する体制を構築する。

イ 教育環境の整備

学生の学習意欲や教育効果を高めるため、図書館をはじめとする自主学習環境の整備を図る。

2 学生への支援に関する目標

(1) 学習支援及び生活支援に関する目標

学生の学習意欲を高め、安心・安全な学生生活が過ごせるよう、学習・健康・生活の相談を行うなど、学習支援や生活支援の体制の充実を図る。

また、経済的に修学が困難な学生に対する支援の充実を図る。

(2) 就職支援等に関する目標

学生が、早い段階から将来への目的意識を明確に持ち、自己の将来設計を考えられるよう、就職や自立に向けたキャリア教育に積極的に取り組み、進路決定率（就職・進学）100%を目指す。

また、県内就職先に関する情報収集や新規開拓を図るとともに、学生に対する就職情報の提供や相談体制の充実などを図り、平成27年度までに県内就職率60%を目指す。

(3) 障害のある学生に対する支援に関する目標

障害のある人々に入学の機会を広げるとともに、障害のある学生が必要な支援を受けながら確実に授業を受けることができる教育環境づくりを進める。

(4) 社会人及び留学生に対する教育支援に関する目標

地域や国際社会に開かれた大学として、社会人や留学生の受入れを進めるとともに、教育支援の充実を図る。

3 研究に関する目標

(1) 研究の方向性及び成果に関する目標

ア 研究の方向性

保健・医療・福祉の分野における基礎的研究から応用的研究まで幅広い研究を行うとともに、地域や時代の要請にこたえる実用的かつ実践的な研究に取り組む。

イ 研究成果の活用

研究成果については、大学の教育研究活動に反映させるとともに、国内外に積極的に発信し、地域的な課題や国際的な課題の解決に貢献するなど、研究成果の有効活用を図る。

(2) 研究の実施体制に関する目標

ア 研究体制の整備

研究力の向上を図るため、弾力的な研究実施体制と全学的な研究支援体制を構築する。

イ 研究資金の確保

外部研究資金の積極的な確保を図り、科学研究費補助金の採択件数を平成27年度までに平成21年度比で30%増加させる。

4 地域貢献、産学官連携及び国際交流に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

大学が有する人的資源や教育研究成果を地域社会に還元し、県民生活の向上や生涯学習の推進、地域課題の解決に寄与する。

(2) 産学官連携に関する目標

産業界、他大学、行政機関等との研究協力を積極的に推進し、魅力ある地域づくりや産業の活性化に寄与する。

(3) 国際交流に関する目標

教育研究の活性化を図るとともに、国際感覚豊かな人材を育成するため、海外の大学との学術交流を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 機動的な運営体制の構築に関する目標

理事長のリーダーシップの下に、教育研究の特性に配慮しつつ、迅速かつ適切な意思決定を行うことができる運営体制を構築する。

また、教員組織と事務組織の連携を強化し、一体的かつ効率的な運営体制を実現する。

(2) 戦略的な大学運営に関する目標

中・長期的視点に立った経営戦略を確立し、限られた資金と人的・物的資源の効率的かつ効果的な活用が図られる大学運営を実現する。

(3) 地域に開かれた大学づくりに関する目標

大学情報の積極的な提供や学外有識者の大学運営への参画を進め、地域に開かれた大学づくりを推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

保健・医療・福祉の分野における教育研究の高度化・学際化・国際化と時代や社会の要請の変化に的確に対応するため、中長期的な視点に立って学部、研究科等の教育研究組織の検討や見直しを行う。

なお、大学院については平成27年度までに博士課程を設置する。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 弾力的な人事制度の構築に関する目標

教育研究活動や学外での地域貢献活動の活性化と法人運営の効率化を進めるため、多様な任用形態、柔軟な勤務形態などの弾力的な人事制度を構築する。

(2) 教員評価制度の導入に関する目標

教員の意欲向上、組織の活性化、教育研究や法人・大学運営の質的向上を図るため、教員評価制度を導入し、評価に基づく適切な処遇を行う。

(3) 人材の確保及び活用に関する目標

教育研究の充実と活性化を目指し、多様な方法により幅広い分野から優秀な教職員を確保する。

また、適切な人事管理の下、教職員の適正配置と活用に努める。

4 事務等の効率化及び合理化に関する目標

教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、事務処理や事務組織の見直しを行い、その効率化と合理化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金等の自己収入の確保に関する目標

(1) 外部研究資金の獲得に関する目標

科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金、受託研究費等の外部研究資金を積極的に獲得する。

(2) 学生納付金に関する目標

授業料等の学生納付金、受講料等については、適正な金額を定め、確実に収入する。

(3) その他自己収入の確保に関する目標

大学の特性を生かした取組や大学資源の有効活用により、自己収入の増加に積極的に努める。

2 経費の抑制に関する目標

業務運営方法について全般的に見直すとともに、外部委託等を有効に活用し、経費の節減を図る。

3 資産の運用管理に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、資産の適切な運用管理を行うとともに、その効率的かつ効果的な活用を図る。

4 自主財源比率の向上に関する目標

自己収入の確保、経費の抑制、資産の運用管理に総合的に取り組み、自主財源比率（施設の大規模改修、高額備品の更新、退職給与金に係る経費は除く。）を平成27年度までに平成20年度決算比で5ポイント向上させる。

第5 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

(1) 評価の実施に関する目標

教育研究活動や組織・業務運営の状況について、自己点検・評価が効率的かつ効果的に実施できるよう体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。

また、評価の客観性を確保するため、第三者機関による外部評価を受ける。

(2) 評価結果の活用に関する目標

自己点検・評価や第三者機関の評価の結果を公表するとともに、大学の教育研究活動や組織・業務運営の改善のために活用する。

2 情報公開の推進に関する目標

法人としての説明責任を果たし、法人・大学の運営の透明性を確保するため、当該運営状況の情報を積極的に公開する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備に関する目標

計画的な施設設備の整備を進め、良好な教育研究環境の維持に努める。

2 安全管理に関する目標

学生や教職員の安全確保と健康管理の向上に努め、安心・安全なキャンパスづくりを進める。また、学内の情報セキュリティ対策の充実を図るとともに、個人情報の保護や管理を適正に行う。

3 社会的責任に関する目標

人権意識の向上、環境に配慮した活動の実践、不正や不当な行為の防止など、大学の社会的責任に十分留意した取組を積極的に実施する。